



宮 崎 県 公 報

令和4年12月26日 (月曜日) 第 369 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…… (税務課) 1

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…… (長寿介護課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…… (") 3
- 指定居宅サービス事業の廃止…… (") 4
- 介護医療院の開設許可…… (") 4
- 保安林の指定予定の通知 (5件) …… (自然環境課) 4
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (2件) …… (") 5

頁

- 公の施設の指定管理者の指定…… (観光推進課) 6
- 道路の区域の変更 (2件) …… (道路保全課) 6
- 道路の供用の開始 (3件) …… (") 6
- 公の施設の指定管理者の指定…… (建築住宅課) 7

公 告

- 地図及び簿冊の認証 (2件) …… (農村計画課) 8
- 家畜人工授精講習会修業試験の合格者…… (家畜防疫対策課) 8
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…… (管理課) 8
- 公共測量の実施の通知…… (") 9
- 公共測量の終了の通知 (2件) …… (") 9

内水面漁場管理委員会指示

- 漁業法に基づく指示…… 9

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第50号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(不動産取得税の減額等)</p> <p>第55条 所長は、法第73条の2第7項、第73条の24第1項から第3項まで、第73条の27の2第1項若しくは第73条の27の3第1項又は法附則第11条の4第4項若しくは第6項の規定により減額し、法第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項若しくは第73条の27の7第1項の規定により免除し、又は法第73条の2第8項、第73条の27第1項 (法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項において準用する場合並びに法附則第11条の4第5項及び第7項において読み替えて準用する場合を含む。) 若しくは第73条の27の4第4項 (法第73条の27の5第2項において読み替えて準用する場合及び法第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。) の規定により還付する場合においては、当該不動産の取得者に対し、不動産取得税減額 (免除・還付) 申請書 (別記様式第156号) の提出を求めなければならない。</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第84条の5 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定中普通徴収の方法によって徴収される種別割に関する規定は、第1項の規定により当該年度の前年度において種別割</p>	<p>(不動産取得税の減額等)</p> <p>第55条 所長は、法第73条の2第7項、第73条の24第1項から第3項まで (法第73条の24第6項の規定により適用する場合を除く。)、第73条の27の2第1項若しくは第73条の27の3第1項又は法附則第11条の4第4項若しくは第6項の規定により減額し、法第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項若しくは第73条の27の7第1項の規定により免除し、又は法第73条の2第8項、第73条の27第1項 (法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項において準用する場合並びに法附則第11条の4第5項及び第7項において読み替えて準用する場合を含む。) 若しくは第73条の27の4第4項 (法第73条の27の5第2項において読み替えて準用する場合及び法第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。) の規定により還付する場合においては、当該不動産の取得者に対し、不動産取得税減額 (免除・還付) 申請書 (別記様式第156号) の提出を求めなければならない。</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第84条の5 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定中普通徴収の方法によって徴収される種別割に関する規定は、第1項の規定により当該年度の前年度において種別割</p>

の減免を受けた者で当該年度の賦課期日において減免の事由に変更がないものについては、適用しない。この場合において、当該自動車税種別割減免申請書は、前項の規定により提出されたものとみなす。

5・6 [略]

の減免を受けた者並びに当該自動車について条例第64条の2、第64条の4（第84条の3第2項第1号に規定する自動車の取得に限る。）及び第64条の7の規定により当該年度の前年度において環境性能割の減免を受けた者で当該年度の賦課期日において減免の事由に変更がないものについては、適用しない。この場合において、当該自動車税種別割減免申請書は、前項の規定により提出されたものとみなす。

5・6 [略]

別記様式第36号（その1）中

更正の請求前	

を

更正の請求前	

に改める。

別記様式第36号（その2）中

課税標準額	
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円

を

課税標準額	

に改める。

別記様式第36号（その3）中

支 払 金 額	
	円

を

支 払 金 額	

に改める。

別記様式第 167号及び別記様式第 167号の2中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

別記様式第 196号の2（その1）中「6 印鑑」を削る。

「6 印鑑

別記様式第 196号の2の3（その1）中 7 申請者及び身体障がい者等の個人番号カード
8 窓口に来られた方の本人確認ができる書類等」を

「6 申請者及び身体障がい者等の個人番号カード
7 窓口に来られた方の本人確認ができる書類等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）別記様式第36号（その1）から別記様式第36号（その3）までの改正規定 令和4年12月31日

（2）別記様式第 167号及び別記様式第 167号の2の改正規定 令和5年1月1日

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 849号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560890024	訪問看護ステーション いいな	宮崎県西都市右松三反田2221番地3	合同会社 As a Person	宮崎県西都市三宅3051番地	令和4年11月1日	訪問看護
4570401549	ほのか訪問介護事業所	宮崎県日南市吾田東4丁目2番27号コーポ門川102号室	合同会社ほのか大	宮崎県日南市吾田東4丁目2番27号	令和4年11月1日	訪問介護
45B0300031	杉本病院介護医療院	宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目11番地5	医療法人社団杉杏会	宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目11番地5	令和4年11月1日	短期入所療養介護
4570800799	合同会社ココリース	宮崎県西都市聖陵町2丁目36番地2	合同会社ココリース	宮崎県西都市聖陵町2丁目36番地2	令和4年11月5日	特定福祉用具販売
4570800799	合同会社ココリース	宮崎県西都市聖陵町2丁目36番地2	合同会社ココリース	宮崎県西都市聖陵町2丁目36番地2	令和4年11月5日	福祉用具貸与
4560590087	社会福祉法人ときわ会訪問看護ステーションおじゃったもんせ	宮崎県小林市堤3702番地2	社会福祉法人ときわ会	宮崎県小林市堤4380番地	令和4年11月30日	訪問看護

宮崎県告示第 850号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560890024	訪問看護ステーション いいな	宮崎県西都市右松三反田2221番地3	合同会社 As a Person	宮崎県西都市三宅3051番地	令和4年11月1日	介護予防訪問看護
45B0300031	杉本病院介護医療院	宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目11番地5	医療法人社団杉杏会	宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目11番地5	令和4年11月1日	介護予防短期入所療養介護
4570800799	合同会社ココリース	宮崎県西都市聖陵町2丁目36番地2	合同会社ココリース	宮崎県西都市聖陵町2丁目36番地2	令和4年11月5日	介護予防福祉用具貸与
4570800799	合同会社ココリース	宮崎県西都市聖陵町2丁目36番地2	合同会社ココリース	宮崎県西都市聖陵町2丁目36番地2	令和4年11月5日	特定介護予防福祉用具販売
4560590087	社会福祉法人ときわ会訪問看護ステーションおじゃったもんせ	宮崎県小林市堤3702番地2	社会福祉法人ときわ会	宮崎県小林市堤4380番地	令和4年11月30日	介護予防訪問看護

たもんせ

宮崎県告示第 851号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏は氏名	主たる事務所の所在地		
4570601445	モーニングデイサービスかわせみ	宮崎県日向市日知屋古田町41番地	有限会社ダイショー	宮崎県日向市日知屋古田町37番地	令和4年11月15日	通所介護
4570203994	ヘルパーセンターひなたば	宮崎県都城市高崎町大牟田1999番地22	株式会社社結	宮崎県都城市高崎町大牟田1999番地22	令和4年11月30日	訪問介護

宮崎県告示第 852号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	介護医療院		開設者		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏は氏名	主たる事務所の所在地		
45B0300031	杉本病院介護医療院	宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目11番地5	医療法人社団杉杏会	宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目11番地5	令和4年11月1日	介護医療院

宮崎県告示第 853号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字竹原字児佐江 158-4
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字児佐江 158-4（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 854号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川字宮田 1300-1、1300-22、1300-37、1300-41
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字宮田1300-41（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 855号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町中霧島字西谷3759-1から3759-3まで・3759-5・3769(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、3760-1、3761
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字西谷3760-1・3769(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 856号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 都城市山之口町富吉字別府平7120-29、7143-2、7144-1、7151-4
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字別府平7120-29・7143-2・7144-1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興

局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 857号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字杉木水流450-1・528-1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、528-3
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 858号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 都城市山田町中霧島字西谷3759-1から3759-3まで、3759-5、3760-2、3769
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 859号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字杉木水流 450-1、450-2、460-1、469-1から469-3まで、469-5、469-10、469-12、525-1、525-2、527、528-1、528-5
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 860号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県屋外型トレーニングセンター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社馬原造園建設
代表取締役 小川次郎
宮崎市大字瓜生野字垂門3711番地
フェニックスリゾート株式会社
代表取締役 片桐孝一
宮崎市大字塩路字浜山3083番地
株式会社MR Tアド
代表取締役 黒木隆
宮崎市橋通4丁目1番32号
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

宮崎県告示第 861号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年12月26日から令和5年1月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	447号	えびの市大字内堅大河平国有林3001林班れ小班から同市	旧	6.0～140.0	5,094.5

			同大字大河平 946番 3地先まで			
			えびの市大字内堅大河平国有林3001林班れ小班から同市同大字大河平 946番 3地先まで	新	6.0～140.0	5,094.5
			えびの市大字内堅大河平国有林3003林班む小班から同市同大字大河平 946番 3地先まで		9.2～140.0	2,707.0

宮崎県告示第 862号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年12月26日から令和5年1月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
360	県道	田代八重綾線	東諸県郡綾町大字北俣中尾国有林2097-ぬ林小班から同郡同町同大字中尾国有林2097-ぬ林小班まで	旧	6.3～22.8	64.6
				新	19.6～41.1	64.6

宮崎県告示第 863号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年12月26日から令和5年1月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	西都市大字 中尾字的場 529番3か ら同市同大 字同字 532 番9まで	令和4年12月26日

宮崎県告示第 864号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年12月26日から令和5年1月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
20	県道	北方北 郷線	延岡市北方 町川水流字 舟戸ノ上卯 1466番1地 先から同市 同町川水流 字桑水流卯 488番3地 先まで	令和4年12月27日

宮崎県告示第 865号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年12月26日から令和5年1月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 中尾国有林 2097-ぬ林 小班から同 郡同町同大 字中尾国有 林2097-ぬ 林小班まで	令和4年12月26日

宮崎県告示第 866号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第25号）第75条第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- 県営小戸団地
- 県営鶴ノ島団地
- 県営青葉団地
- 県営東町団地
- 県営出来島団地
- 県営大塚A団地
- 県営大塚B団地
- 県営大塚C団地
- 県営生目団地
- 県営花ヶ島団地
- 県営平和ヶ丘団地
- 県営大塚台団地
- 県営大塚台西団地
- 県営源藤団地
- 県営神宮駅東団地
- 県営池内団地
- 県営花ヶ島東団地
- 県営江南団地
- 県営住吉北団地
- 県営生目台東団地
- 県営生目台西団地
- 県営学園木花台団地
- 県営本郷南団地
- 県営生目台北団地
- 県営新川団地
- 県営光町団地
- 県営松小路A団地
- 県営広瀬台団地
- 県営ひかりヶ丘C団地
- 県営平部ヶ下団地
- 県営寺田団地
- 県営見法寺団地
- 県営益安団地
- 県営馬越団地
- 県営瀬貝団地
- 県営栄松団地
- 県営日井津ヶ丘団地
- 県営新開団地
- 県営西小路団地
- 県営上浜田団地
- 県営みどりヶ丘団地
- 県営ひばりヶ丘団地
- 県営千町団地
- 県営年見団地
- 県営一万城南団地

- 県営早水団地
- 県営一万城 B 団地
- 県営都北団地
- 県営北原団地
- 県営川東団地
- 県営都原団地
- 県営一万城北団地
- 県営榎堀団地
- 県営沖水原 A 団地
- 県営沖水原 B 団地
- 県営花木団地
- 県営松川団地
- 県営堅田原団地
- 県営上原団地
- 県営南小林原団地
- 県営城山団地
- 県営三松団地
- 県営堤団地
- 県営京町団地
- 県営柳水流団地
- 県営永山団地
- 県営原の坊団地
- 県営犬熊団地
- 県営向陽団地
- 県営石貫団地
- 県営久保鶴団地
- 県営東平原団地
- 県営平原団地
- 県営下屋敷団地
- 県営畑田団地
- 県営持田団地
- 県営三納代団地
- 県営天井丸団地
- 県営新田麓団地
- 県営番野地団地
- 県営都農団地

- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会
 代表理事 木 田 文 男
 宮崎県宮崎市潮見町20番地 1
- 3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

公 告

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 4 年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

- 2 地籍調査を行った期間

平成31年 1 月 1 日から令和 4 年 2 月25日まで

- 3 地籍調査を行った地域

延岡市北浦町三川内の一部

- 4 認証年月日

令和 4 年12月19日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 4 年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称

都城市

- 2 地籍調査を行った期間

令和元年 6 月 1 日から令和 4 年 2 月21日まで

- 3 地籍調査を行った地域

都城市吉之元町の一部

- 4 認証年月日

令和 4 年12月19日

令和 4 年10月19日から11月22日まで開催した家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

令和 4 年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 2 3 4 6 7 8 9 10 11 12 14 15 16 17 18 19 20

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和 4 年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-3)第 432号	(株)小松組	川越 義文	宮崎県宮崎市大字小松 261-8	一般	土木工事業、とび・土工工事業	令和 4 年11月 22日付けで廃業した旨の届け	令和 4 年11月 22日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第7842号	(有)矢野住宅産業	矢野 富生	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄45 29-1	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業	令和 4 年11月 21日付けで廃業した旨の届け	令和 4 年11月 21日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第8813号	アイワ(株)	春山 晃久	宮崎県日向市原町 1-	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、	令和 4 年11月 17日付けで廃	令和 4 年11月 17日 (全廃業)

			84		管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	業した旨の届け	
宮崎県知事許可(般-2)第10526号	(有)とくとどめたみ屋	有馬 哲郎	宮崎県宮崎市田野町148-1	一般	内装仕上工事業	令和4年11月28日付けで廃業した旨の届け	令和4年11月28日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-4)第374号	中央建設(株)	竹尾 楠秀	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井6085-11	一般	建築工事業	令和4年11月30日付けで廃業した旨の届け	令和4年11月30日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第13779号	秀建設(株)	黒木 秀一	宮崎県児湯郡都農町大字川北21097-3	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	令和4年11月9日付けで廃業した旨の届け	令和4年11月9日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第14034号	(株)アクセス	岩切 雅也	宮崎県宮崎市清武町池田台北29-24	一般	塗装工事業	令和4年11月30日付けで廃業した旨の届け	令和4年11月30日(一部廃業)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河野 俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 2 作業地域
宮崎県西諸県郡高原町大字後川内
- 3 作業期間
令和4年12月9日から令和5年3月24日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河野 俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量(基準点測量、路線測量、水準測量、縦横断測量)
- 2 作業地域
宮崎県北諸県郡三股町大字長田
- 3 作業終了日
令和4年12月8日

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局延岡河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月26日

宮崎県知事 河野 俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量(2級・3級・4級基準点測量、3級水準測量、UAVレーザー測量、数値図化、路線測量)
- 2 作業地域
宮崎県西臼杵郡高千穂町から日之影町

- 3 作業終了日
令和4年5月31日

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第164号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定により、内水面第5種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

令和4年12月26日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田代 一洋

- 1 増殖義務
令和5年1月1日から同年12月31日までの間に別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。
ただし、履行が困難な場合等にあつては、他の方法に替えることができる。
- 2 こい、おいかわ及びうぐいの増殖
1のただし書きにより他の方法に替える場合は、原則として放流に係る経費と同額相当の産卵床造成を行うものとする。
- 3 実施状況及び実績報告の義務
漁業権者は、令和5年7月30日までに、当該指示内容の実施状況報告書を提出するとともに、令和6年1月31日までに増殖指示完了報告書及び増殖を実施したことを証する書類を提出しなければならない。
- 4 その他
この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定める。

別 表

漁業権 番 号	河川名	漁 業 権 者	魚種及び数量(増殖行為)												
			あゆ	ふな	うなぎ	やまめ	にじます	おいかわ	うぐい	もくずがに		わかさぎ		こい	
			稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	天然 種苗 放流 (kg)		人工 種苗 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	発眼卵 放 流 (万粒)	稚魚放流 相当分 (尾)
内共第 1号	北 川	代表 東海漁 業協同組合	170	400	18	2,500		1,200		15	又は 3,000				3,900
内共第 2号	祝子川	祝子川漁業 協同組合	156		28	2,000	2,000	2,000		15	又は 3,000				800
内共第 3号	五ヶ瀬川(河口)	代表 延岡 五ヶ瀬川漁業 協同組合	88		20			1,200		10	又は 2,000				
内共第 4号	五ヶ瀬川	代表 延岡 五ヶ瀬川漁業 協同組合	1,108		80	27,200		3,000	8,000	50	又は 10,000				
内共第 5号	五十鈴川	五十鈴川漁 業協同組合	50		36	1,800				5	又は 1,000				2,000
内共第 6号	塩見川	富島河川漁 業協同組合		1,200	15					4	又は 800				1,200
内共第 7号	耳川	代表 耳川漁 業協同組合	126	1,600	174	15,100		1,600		140	又は 28,000	1,100	又は 330	24,000	
内共第 8号	石並川	美幸内水面 漁業協同組 合	21		16	1,000				20	又は 4,000				
内共第 9号	名貴川	名貴川淡水 漁業協同組 合	12		4	400				4	又は 800				
内共第 10号	平田川	平田川淡水 漁業協同組 合	4	400	7					6	又は 1,200				4,000
内共第 11号	小丸川	代表 小丸川 漁業協同組 合	150		108	12,000		19,000		25	又は 5,000				
内共第 12号	一ツ瀬川	代表 一ツ瀬 川漁業協同 組合	226		160	16,000		22,800		25	又は 5,000				
内共第 13号	石崎川	代表 一ツ瀬 川漁業協同 組合		900	20					5	又は 1,000				7,600
内共第 14号	大淀川	代表 綾漁業 協同組合	458	3,900	457	8,800		17,600	24,000	150	又は 30,000				100,200
内共第 15号	清武川	代表 境川漁 業協同組合	64		40					50	又は 10,000				
内共第 16号	加江田川	木花内水面 漁業協同組 合	12		10					25	又は 5,000				
内共第 17号	川内川上流	川内川上流 漁業協同組 合	30	600	20	5,000		1,200							10,400
内共第 18号	広渡川	日南広渡川 漁業協同組 合	138		41	2,800				300	又は 60,000				12,000
内共第 19号	福島川	串間市淡水 漁業協同組 合	25		35	1,000				10	又は 2,000				
内共第 20号	本城川	串間市淡水 漁業協同組 合	10		10					5	又は 1,000				
内共第 21号	御 池	小林高原野 尻漁業協同 組合	10	500	30			1,200				1,000	又は 300	3,000	

<放流する魚種の体長・体重>

- | | | | |
|---------|--------------|----------|---|
| 1. あゆ | 体重 3～10グラム | 6. うぐい | 体重 5グラム以上 |
| 2. ふな | 体重 5グラム以上 | 7. おいかわ | 体重 1グラム以上 |
| 3. うなぎ | 体重 10～100グラム | 8. もくずがに | 体重 20～30グラム(単位:kg)
又は甲幅4ミリメートル以上(単位:尾) |
| 4. やまめ | 体重 5～10グラム | 9. わかさぎ | 体重 5グラム以上又は発眼卵 |
| 5. にじます | 体重 15グラム以上 | | |